

(10)  
軍刑法違反者の釈方

0230

RA'-0001

0127

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

四史市

内地刑務所に收容中の軍法會議受刑者の  
釈放に関する件(第七次)

(昭和二、一九二〇終連總務部總務課)

總司令部 ハッシー氏

日本側 司法省 神山事務官 勝尾 検事 服部 事務官

本林連絡官

日本は地方から報告を受けたグワトフルケースに關して總  
司令部の御意(響)を聽取するに伺つた。(英訳文を手交す)

「本件に關する總司令部の意旨はケトリス大佐と協議の上  
固示するが、自介限りの意見では本件の如きはグワトフル  
ケースに該當しない。即ち本件は逃亡に際して逃亡を達成  
するに必要なる物件を密切盗したに過ぎぬものであつて、斯の  
如く主たる犯罪たる逃亡罪の達成に又は其の結果として  
逃亡罪に性質上附随すると考へられるが如きものは假令

四史市  
四史市  
四史市  
四史市

0231

0232

は切盜罪との併合罪であつても、所謂グワトフル ケースに該當  
しない。逃亡に際して殺人強盜等の罪を犯した場合のみダ  
ウトフル ケースとして取扱ふべきであると思ふ。併し確定的に  
は前に述べたやうに部内協議の上回答する。」  
米「先般提出せられたる全国刑務所收容中の軍法會議受刑  
者の犯罪別リストに依ると、目下收容中の總計五百余件  
中逃亡罪に依つて知断せられて居るものが約百五十件あるや  
うであるが、今日まで司令部が釈放に關して日本側から通  
報を受けたのは十件に及ばない。此の成績はアンサチスファク  
トリである。本件に關し是れ會談した際に司令部としては  
ケトリス便に依ることをサジェストしたが、日本側はその判断  
に依つて郵便に依ることとしたのである。併し司令部とし  
ては郵便に依つてもケトリスに依ると同様に迅速なる結果  
を得らるべきことを期待して郵便に依ることと付、日本政府

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0001

0128

の判断に一任した款である」と述べ今日迄に釈放者の少きことに対して不満の意を表した。

日「我方の見積りでは逃亡罪に該当する者は約百十余件でその中二十名位はすでに八月七日に恩赦に依りて釈放せられてある(これは海外との通信杜絶のため恩赦が行はれたことを知らなかつた部隊所属者に付て恩赦をおくれればせし道開したものである。)から現在收容中の者は約九十余名と推定してゐる。而して報告数が少い理由は第一に該当者は主として福岡長崎に多数あるものと思はれ、この両省から報告が接到してゐないので全件数が少いのである。尤も福岡長崎両刑務所においても釈放の措置を執るに居るのでありうけれども未だ報告が到着してゐない。第二には司法省の訓令冒頭の字句の解釈に付て地方の檢察官に疑問があつたやうで、此の上大の解明に時日を要したのである。」

0233

米「長崎に電報を往復すれば大に時間も要すまい」として現地の報告が何か故に電報に依らなにかを疑つてゐる風であつた。

米「司法大臣と月曜二時半に會ひ、若し閣議等の差し迫つたことを得ない事由があれば時間変更に付て連絡せられたい(その後司法省の依頼に基いて大臣の代りに次官が出席せられることに謀解を得た)を得た。」

日「先般司法省としては軍法會議受刑者は今回の措置の対象となつて居る聯合軍の俘虜となつたものの外一般にこれが釈放の方考慮中であるとお傳へて置いたが、昨日二種の例外、即ち一は強盜、強姦、殺人等の治安上有害なる犯罪を犯して居る者、二はボツタム官(違反の罪)例へば徹底抗戦を唱導したる者(等)を除いては軍刑法違反の席に依りて内地刑務所に收容中の者はこれを釈放するやうに訓令を發した。右に付ては更めて御報告申すべし。」

0234

RA'-0001

0129

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

結構である、尚終戦時陛下の放送を妨碍せんとした者は現在どうなつて居るか

日「これは両調査しなれば即答は出来な

日「念のためお伺ひ致したいのは先に述べた逃亡罪九十六件中には内地で

逃亡した者も含まれて居るが、これは如何に取計ふべきや

米兎般會談の際には右は含まれない旨を日本側に傳へて置いたが、

この問題は更に月曜大臣と會見の際採るべき

最後に先般提出のダウトフル、ケースに付て決定があつたかどうかを尋ね

たところ未だ決定に達してゐないと答へた

配布先 總裁、次官、次長、總務部長、政務部長

并政連絡官

部外

司法省 第一第二復員局、内務省

0235

總務部長

軍刑法違反者の釈放に關する件(第十九次)

(昭和二二二二二六終連總務部總務課)

G.S.ハッシー氏と會談の要旨左の通り

一 〇の件に付ては先般釈放の旨決定せられ、その旨司法

省から現地に通報したところ現地から本人は戦犯容疑者に指定せられて

及ぶ趣を以て如何取計ふべきや司法省に照會がなつた

即ち 〇の九月七日に 〇の名を以て戦犯容疑者に

指定せられてゐたが、十月三十日に至つて右は 〇の誤りな

ることと訂正せられ本件 〇にほゞ間違はない、それ故に

〇は曩に決定通り釈放して差支なきや否を更めてお伺ひいたした

即ち本人の身柄は何れにせよ聯合軍側に引渡される様措置せらるゝて

あらうか記載の二犯罪に付ての刑の執行は停止して可であるか、換言す

れば假りに本人が戦犯裁判の結果無罪となつたとき、本人は兩記載の

外 務 省

0236

RA'-0001

0130

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

二犯罪に付き刑に服すべきや否や、かゝる新事案が発見せられたので、  
 府貴見を伺いたいと述べたところ、ハツシー氏は「記載の二  
 の犯罪に付てはそのケースはドロップせられて可である、然し一旦刑務所  
 を釈放し、これが逮捕に困難を生ずるか如き事がないやうに取計らへしと  
 述べた。

二曩に提出した九件の海軍航空隊関係士官（  
 ハネロー、ナカイ、カツヒコ、  
 イヌマル、リユージ、及第七次リストに附属の一件計九件）に関  
 するクウトフル・ケースに關して何等決定せられたか、決定済なりけそ  
 の結果を承知したいと述べたところ、提出文書を取り出し、面談し、姑  
 たので、これが決定に當つて参考となる事項を申し上げたいと冒頭して  
 一、この等関係者は殆んど全部三〇二航空隊及び相模航空隊関係の海  
 軍関係者である。

0237

外務省

2) この等関係者の数は全國で三十二、三名に及んでゐる。

3) 首魁オトノ・ヤスナは官城刑務所に收容中であつて、これが釈放に  
 付ては現地から司法省に照會は来てゐない。

4) この等の受刑者は大体禁錮四年の刑に処せられて居り既に刑期の三  
 分の一を過ぎて居るから刑法第二十八條の假釈放の條件を具備し  
 て居るのである。

と述べたところ、この等の者は現実に「ライテングをやつたか」と尋ねた  
 ので、フアイテングはやつてゐないが、飛行機から「徹底抗戦」等のビラを  
 撒いたことはあると思ふと答へ、この等の者は首魁の命に依つて行動した  
 のみであるかと尋ねたので、中には首魁に對し徹底抗戦を宣言し、過激  
 な者もあつたやうに了解すると答へたところ、暫時考慮の結果、この等の  
 者は假釈放を以て差支ない、と答へた。

023

外務省

RA'-0001

0131

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan